

身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人坂井市社会福祉協議会

(目 的)

第1 この指針は、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会が実施する障がい福祉サービス事業を利用する児童、障がい者（以下「利用者」とする）の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束等をしない支援の実施に努めることにより、利用者のサービスの向上を図る。

(身体拘束廃止の基本方針)

第2 身体拘束廃止に関する基本方針は、次のとおりとする。

(1) 身体拘束の原則禁止

身体拘束の具体的な内容として、以下のような行為を禁止する。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(2) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組むものとする。

- ① 利用者の主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。
- ⑤ 万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、第4の「身体拘束等適正化検討委員会」において検討をする。
- ⑥ 安易に、「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないかを常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

(身体拘束等適正化に向けての基本方針)

第3 サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保

護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

- 2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急時やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高く、以下の三要件の全てを満たす場合に第4の「身体拘束等適正化検討委員会」にて検討し、家族への説明と同意を得て行う。

また、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

- (1) 切迫性 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- (3) 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(身体拘束等適正化検討委員会の設置)

第4 身体拘束の適正化に取り組むにあたって、「身体拘束等適正化検討委員会」を設置する。

- 2 設置の内容は以下のとおりとする。
 - (1) 身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善策についての検討
 - (2) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
 - (3) 身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - (4) 身体拘束適正化に関する職員全体への指導
- 3 本委員会の構成員は、課長補佐、各事業所虐待防止責任者及び担当者とする。
- 4 本委員会は、年1回以上開催するとともに、その内容について、職員に周知徹底を図る。
- 5 本委員会は虐待防止委員会と一体的に開催する。

(身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針)

第5 職員に対する身体拘束適正化のための研修は、本指針に基づき、身体拘束の適正化と人権を尊重したケアの励行を図るため、職員への教育・研修を定期的かつ計画的に行う。

- (1) 定期的な教育・研修（年1回以上）
- (2) 新任者に対する身体拘束等適正化のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

- (4) 研修の実施内容の実施概要、出席者、研修資料等を記録し、電磁的記録等により保存

(やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応)

第6 緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等検討委員会を中心に、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に切迫性、非代替性、一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて別紙の様式を使用して検討、確認を行う。

身体拘束を行うことを選択した場合は、利用者本人や家族等に以下の項目について説明し同意書に署名をもらう。

- (1) 拘束が必要となる理由（個別の状況）
- (2) 拘束の方法（場所、行為(部位・内容)）
- (3) 拘束の時間帯及び時間
- (4) 特記すべき心身の状況
- (5) 拘束期間、解除の予定

2 記録と再検討

拘束を行った場合、心身の状況及びやむを得なかった理由などを記録する。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討し記録する。記録した内容は「身体拘束等適正化委員会」に報告する。

3 拘束の解除

2の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、併せて家族等に報告する。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第7 本指針は、求めに応じて利用者等が閲覧できるように、本会ホームページに公表する。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

第8 第5に定める研修会のほか、他の関係機関等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。